

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	14	府省庁名	環境省																						
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()																								
要望項目名	公害防止用施設に対する課税標準の特例																								
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公共の危害防止のために設置された次に掲げる施設 既存の施設に代えて設置するもので公共の危害防止に資する効果が著しく高い施設（優良更新施設）</p> <p>・ 特例措置の内容 以下の施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を 2 年延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%;">特例率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばい煙処理施設</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td>指定物質排出抑制施設（ 1 ）</td> <td>1 / 3</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物排出抑制施設</td> <td>3 / 4</td> </tr> <tr> <td>揮発性有機化合物排出抑制施設</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類排出削減施設</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td>汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）</td> <td>3 / 4</td> </tr> <tr> <td>地下水浄化施設</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>土壌浄化施設</td> <td>1 / 3</td> </tr> <tr> <td>優良更新施設（ 2 ）</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">1 指定物質とはベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指す。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">2 汚水処理用施設、窒素酸化物排出抑制施設、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物排出抑制施設、ダイオキシン類排出削減施設のうち優良更新施設。</p>				特例率	ばい煙処理施設	1 / 6	指定物質排出抑制施設（ 1 ）	1 / 3	窒素酸化物排出抑制施設	3 / 4	揮発性有機化合物排出抑制施設	1 / 6	ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2	汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6	汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4	地下水浄化施設	1 / 2	土壌浄化施設	1 / 3	優良更新施設（ 2 ）	2 / 3
	特例率																								
ばい煙処理施設	1 / 6																								
指定物質排出抑制施設（ 1 ）	1 / 3																								
窒素酸化物排出抑制施設	3 / 4																								
揮発性有機化合物排出抑制施設	1 / 6																								
ダイオキシン類排出削減施設	1 / 2																								
汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	1 / 6																								
汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	3 / 4																								
地下水浄化施設	1 / 2																								
土壌浄化施設	1 / 3																								
優良更新施設（ 2 ）	2 / 3																								
〔関係条文〕	<p>〔 地方税法附則第 15 条第 3 項、地方税法施行令附則第 11 条、地方税法施行規則附則第 6 条（優良更新施設に係る特例措置） 地方税法附則第 15 条第 6 項、地方税法施行令附則第 11 条第 12 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 28 項、第 29 項 〕</p>																								
要望理由	<p>公害防止対策については、昭和 40 年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところ。しかしながら、未だに環境基準等の目標が達成できていない分野が多く、揮発性有機化合物（VOC）の排出規制、第 7 次水質総量削減への対応、土壌汚染の浄化など今後も対策を講じるべき課題が数多く存在している。また、最近の環境に対する国民の意識は非常に高くなっており、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図るためには、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減する本制度の延長が必要不可欠である。</p>																								
減収見込額	<p>（初年度）3,019 百万円 （平年度）2,647 百万円 （単位：百万円）</p>																								
外の措置	地方税以	既存	<p>・ 国税 公害防止用設備の特別償却制度</p> <p>・ 融資、補助金その他 日本政策金融公庫による政策金融制度</p>																						

22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 公害防止用設備の特別償却制度 ・融資、補助金その他 日本政策金融公庫による政策金融制度 		
過去の要望経緯		創設年度	
	ばい煙処理施設	S 5 1	
	指定物質排出抑制施設	H 9	
	窒素酸化物排出抑制施設	S 5 3	
	揮発性有機化合物排出抑制施設	H 1 7	
	ダイオキシン類排出削減施設	H 1 2	
	汚水処理用施設（水質汚濁防止法関係）	S 5 1	
	汚水処理用施設（湖沼水質保全特別措置法関係）	S 6 1	
	地下水浄化施設	H 9	
	土壌浄化施設	H 1 4	
本要望に対応する縮減案	なし		